

令和4年10月31日（月）

対選挙部長

衆・倫理選挙特別委員会

わたなべ しゅう
渡辺 周 君（立憲）

要旨問2 国政選挙は自書式であるのに対して国民審査は記号式で、投票方法が異なる理由について伺う。

- 国政選挙については、選挙人が候補者等の氏名を自書する自書式投票を採用しているのに対して、現行の国民審査制度においては、裁判官の氏名があらかじめ印刷された投票用紙に×の記号を記載する記号式投票を採用しています。
- これは、国民審査については、審査人に裁判官全員の氏名を知らせる必要があり、なるべく簡易な方法で投票できるようにすべきことから、記号式投票を採用したものと承知しています。
- この方式は、昭和24年の第1回国民審査以来採用されているものであり、国民の間にも定着しているものと考えています。

【更に、なぜ在外国民審査の方法は自書式ではないのかと問われた場合】

○ 本法律案で採用している分離記号式投票は、今般の訴訟に係る東京高裁判決において言及されており、

- ・ 投票用紙に裁判官の氏名に代えて1から15までの数字を印刷するため、投票用紙の事前の調製が可能である上、
- ・ 従来の記号式投票と同様に、
×の記号を記載する方式であり、審査人の意思表示が容易であることなどを踏まえ、採用することとしたものです。

○ 一方、御指摘の自書式投票は、審査人が自ら裁判官の氏名を記載しなければならず、また複数の裁判官が対象となる可能性もあり審査人の負担も考え、採用しなかったものです。

【参考事項】最高裁昭和27年2月20日判決（抜粋）

「罷免する方がいいか悪いかわからない者は、積極的に『罷免を可とする』という意思を持たないこと勿論だから、かかる者の投票に対し『罷免を可とするものではない』との効果を発生せしめることは、何等意思に反する効果を発生せしめるものではなく、解職制度の精神からいえばむしろ意思に合する効果を生ぜしめるものと いって差し支えない。」

【担当】 自治行政局選挙部選挙課
課長 笠置 隆範 連絡先 [REDACTED] (携帯)
企画官 藤井 延之 連絡先 [REDACTED] (携帯)
[REDACTED] (内線) 5253-5566 (直通)